

**建築基準法施行令第16条第1項に規定する建築物
(定期報告対象建築物)**

用途	規模等
劇場、映画館、演芸場	いずれかに該当するもの※ ¹ ①地階又は3階以上の階をその用途に供するもの ②客席の部分が200㎡以上 ③主階が1階にないもの
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場	いずれかに該当するもの※ ¹ ①地階又は3階以上の階をその用途に供するもの ②客席の部分が200㎡以上
病院 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	いずれかに該当するもの※ ¹ ①地階又は3階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分※ ² の床面積が300㎡以上
就寝用途の児童福祉施設等※ ³ 共同住宅※ ⁴ 、寄宿舎※ ⁴ 旅館、ホテル	いずれかに該当するもの※ ¹ ①地階又は3階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積が300㎡以上
体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、 美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場	いずれかに該当するもの※ ¹ ①3階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する部分が2,000㎡以上
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店	いずれかに該当するもの※ ¹ ①地階又は3階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する部分が3,000㎡以上 ③当該用途に供する2階の部分の床面積が500㎡以上
備考 ※1 該当する用途が避難階のみに供するもの並びに地階及び3階以上の階の該当する用途が100㎡以下のものを除く。 ※2 当該部分に患者の収容施設ある場合に限る。 ※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホームに限る。 ※4 サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型老人共同生活援助事業又は共同生活援助を行う事業に供するものに限る。	